

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

「1勝310敗1分」とは関与先の社長の言葉です。これまで海水からストロンチウムだけを捕集することは不可能とされてきました。原発事故で海水に流された汚染水のニュースを見ていた社長は、その日から実験を繰り返し、来る日も来る日も失敗を積み重ね、311回目の失敗で成功の予感を得て、次の実験で商品の開発に成功しました。今年3月に日経新聞でも取り上げられました。スタッフが悲壮感さえ覚えた社長の執念が実を結んだ瞬間です。

成功は失敗の延長線上にあります。何事も一生懸命が成功の前提条件です。

私の書棚より

○「100%の条件が揃うことなど世の中にはない」と思うことがとても重要です。何かを選択するということは、間違いなく別の何かを捨てることなのです。
○頑張っただけで豊かになる自由もありますが、普通に生きて貧しくなる自由もあります。それが、厳しいグローバル社会です。そのことに、自分自身が責任を持たなければなりません。自助自立とは、そういうことなのです。

「イノベーション仕事術」
竹中平蔵著 幻冬舎

税務アンテナ

□贈与税の時効には、その内容により、3年・5年・7年があります。

贈与税の申告書を申告期限までに提出してはいても、その申告に誤りがあり、少なくとも申告したり、一部の申告が漏れていた場合には、申告期限の翌日から3年を経過しなければ時効にはなりません。

無申告の場合には、申告期限の翌日から5年を経過しなければ時効にはなりません。

偽りその他不正の行為により、少なくとも贈与税の申告をしたり、無申告の場合には、申告期限の翌日から7年を経過しなければ時効にはなりません。

□役員報酬は、定期給与で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものが、損金算入を認められています。

事業年度の途中で増額した場合には増額した部分、減額した場合には減額後の給与を超える部分が損金不算入となります。

ただし、その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3ヶ月を経過する日までに改定されたものは、損金算入が認められます。

また、やむを得ない事情により、代表取締役が変更になったり、合併後の役員給与を2社で支給していた給与の合計額に改定した場合等には、事業年度の途中の改定でも、損金算入は認められます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

7月の税務スケジュール

10日	○6月分の源泉所得税の納付 ○特例適用者の1～6月分の源泉税の納付
15日	○所得税予定納税の減額申請 (休日につき17日)
31日	○固定資産税(第2期分)の納付 ○5月決算法人の確定申告

31日	○所得税予定納税額(第1期分の納付) ○11月決算法人の中間申告(予定申告) ○8月、11月、24年2月決算法人の消費税中間申告 ○7月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------

今月の贈る言葉『明日は明日の風が吹く』 by オスカー・ワイルド